

# 週刊センターニュース No.325

第325号(2010年9月22日) 毎週月曜日発行  
発行: 金沢大学 大学教育開発・支援センター  
URL: [http://www.kanazawa-u.ac.jp/faculty/daikyou\\_rche/index.htm](http://www.kanazawa-u.ac.jp/faculty/daikyou_rche/index.htm)



## ○●○2010年度第1回学生・学習支援研究会のご案内○●○

日時: 9月29日(水) 15時-17時

場所: 角間キャンパス総合教育1号館2階会議室

テーマ: 「角間キャンパス運動施設に関する問題点の把握と対策について(屋外施設)」

企画・報告: 北浦 孝(保健管理センタースポーツ教育部門准教授)

趣旨: 最近角間キャンパスの運動施設のあり方について問い合わせの機会が多くある。これを機会にいろいろな問題点を明確にし、今後の活用方法について意見を集約し、問題解決の糸口にしてみたいと思う。角間への総合移転後徐々に老朽化が進み更新を必要とする施設がある一方、未だ移転計画の中で進行していない野球場のような施設もある。大学の運動施設は授業用・課外活動用・一般福利厚生用(学生教職員)・社会貢献用等多彩な活用が行われている。しかし、その運営は使用者自身に任されている部分が多く破損等によるケガの発生や悪天候時の練習場の不足など多くの問題点がある。今回はグラウンドやテニスコート等の屋外施設についての問題点について参加者とともに解決策も含めて議論を行う。

## ○●○2010年度大学コンソーシアム石川FDフォーラムのご案内○●○

日時: 10月9日(土) 13時-17時30分

場所: 金沢大学サテライトプラザ3階(金沢市西町教育研修館)

テーマ: 「初年時教育とカリキュラムポリシーについて」

内容: 基調講演「初年次教育の進展: DP、CP、AP 明確化の流れのなかで」

山田礼子(同志社大学社会学部教授、初年次教育学会会長、大学教育学会常任理事)

報告1 「地域を舞台にした初年次教育への試み」 垣花渉(石川県立看護大学准教授)

報告2 「1年前期必須科目『大学・社会生活論』の運営と課題」 古畑徹(金沢大学教授)

報告3 「初年次ゼミから始まるキャリア教育」 中本義徳(金沢星陵大学教授)

## ○●○「自閉症に優しい学校社会」づくりのためにー学校が変わる、大学が変わる①ー○●○

本学では、学校教育系の大井学教授を研究代表者として、科学技術振興機構の研究開発プログラム「科学技術と社会の相互作用」に採択された、研究開発プロジェクト「自閉症に優しい社会: 共生と治療の調和の模索」が進行している。今月12日には、「自閉症にやさしい社会の実現に向けたコンセンサス会議2010 自閉症を巡る科学と社会の対話」(3回シリーズ)が、金沢21世紀美術館において、山出保金沢市長臨席のもと、鷺田清一大阪大学総長による基調講演で幕を開けた。定例のサロンカフェ、研究会と併せ、研究者と市民との交流が続くことになる。

プロジェクトでは、このように自閉症の診断と治療・支援をめぐる科学的合理性と社会的合理性の軋轢の調停を可能とする討議民主主義の諸条件解明、自閉症問題に取り組むシステムの社会基盤の検討を進めてきているが、具体的な課題の一つに、「自閉症に優しい学校づくり」の社会実験がある。治療・支援と共生が調和する学校社会のあり方を提言することを目指しており、以下は、「倫理・法・社会問題及び学校社会研究グループ」メンバーとしての提言に向けての本年度最初の報告である※。

2005年4月施行の発達障害者支援法は、第8条に「国及び地方公共団体は、発達障害児(十八歳以上の発達障害者であって高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在学する者を含む。)がその障害

の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を講じるものとする。2 大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする」と規定した。法の目的に「学校教育における発達障害者への支援・・・について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資する」ことを掲げているところに基づくものであり、学校教育法第1条「この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする」が定める学校のうち、初等中等教育に関して国・地方公共団体の責務とする一方、高等教育については、各大学、高等専門学校に支援の責任があると規定したのである。

初等中等教育における組織的支援が急速に進んでいることは周知のとおりである。ここでは、平成19年6月の改正教育職員免許法の成立により導入された教員免許更新制において、発達障害についての最新知識習得が、全ての教員に対して必修化されたことを確認しておきたい。すなわち、この制度では、「教育の最新事情に関する事項」について12時間以上受講・修了することが義務づけられ、「免許状更新講習規則第四条第二項に規定する事項の詳細な内容及び同令第六条に規定する修了認定の基準を定める告示（平成20年文部科学省告示第50号）」は、その具体的内容の一つ「子どもの変化についての理解」について、「子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見（特別支援教育に関するものを含む。）」と明記している。

その結果、例えば、東京学芸大学、金沢大学、愛知教育大学、千歳科学技術大学の4大学が連携し、インターネットを利用して、教員免許状の更新講習を実施する「教員免許状更新講習推進機構」では、全国最大規模の受講者数となっているが、そこでは、今年度必修科目「社会・子どもの変化と教育の課題」の中で、「LD、ADHD、高機能自閉症について説明できる」「特別な支援を必要としている児童生徒の実態に合わせて、どのような対応をしたらよいかについて具体的な提案ができる」ことを到達目標とした45分間の講習が、武居渡・本学学校教育系准教授を講師として開講されている。その他、福岡大学の講習においても、「特別支援教育の理念（これまでの特殊教育との違い）を解説し、通常学級における発達障害のある子どもの教育について学ぶ。子どもの発達を踏まえ、自閉性障害（自閉症スペクトラム障害）・学習障害（LD）・注意欠陥/多動性障害（AD/HD）などの障害の特性およびそれらの子どもへの支援について取り上げる」120分の講習が必修科目で組まれるなど、告示内容に従った講習を、今年度免許状期限切れを迎える幼稚園から高校の教員約8万5千人が受けているわけである。

制度が続く限り、高校までの全教員が10年に一度は、発達障害そしてその支援についての最新の知識を学ぶことになる。この意義は極めて大きい。これからは、幼稚園から高校に至るまでの全ての教育現場で、一人一人の教員が、医療機関による診断書の有無にかかわらず、関連の最新知識に基づいた適切な教育的支援を行うことになるわけである。

その遅れが指摘されてきた高校教育においても、文部科学省が発表した「平成21年度特別支援教育体制整備等状況調査結果について」（平成22年4月13日）によれば、「校内委員会の設置率」78.9%（平成18年度は25.2%）などに見られるように、この数年、高校における組織整備はかなり進展した。もちろん、日本発達障害者福祉連盟編『発達障害白書2011年版』（日本文化科学社、2010年9月）が指摘するように、「仮に学校組織が整備されていても、大事な『個別の計画』はほとんど作成されていない」（77頁）という状況が続いているが、京都朱雀高校特別支援教育研究チーム『高校の特別支援教育・はじめの一步—これなら普通の高校でできる、私にもできる』（明治図書出版、2010年4月）という優れた実践記録も出版されている。こうした取組が、今後、新たな知識を得た教員たちによって推進されることになる。初等中等でこうした支援を受けた学生たちが大学を目指すことになり、大学等の対応は待ったなしである。

※拙稿「聴覚障害学生支援と発達障害学生支援—障害学生支援の今日的課題 その2—」『学校法人』33巻6号、2010年9月、2—7頁、参照

（文責：教育支援システム研究部門 青野 透）